

質問・回答一覧

回答日：令和4年6月10日

件名：電子契約サービス提供業務

公告日：令和4年5月16日

No.	質問日	質問内容	回答
2	令和4年6月7日	<p>①本プロポーザルについては、公告6（6）「企画提案の選定基準」において評価項目と配点が示されていますが、「電子契約サービス提供業務仕様書（案）」に記載されている内容を全て満たしていることが提案の前提条件であり、これを満たさないものは評価の対象とならないという認識で間違いありませんか。</p> <p>②仕様書「9セキュリティに関する要件」（3）において示されるサービスの信頼性の確認については、提案する電子契約サービスそのものへの第三者評価等を示すものであり、サービスが動作するクラウド環境（IaaSやPaaS）などへの評価等では不足している認識で間違いありませんか。</p> <p>また、企画提案書には具体的にどのような評価等を得ているか明示する必要がある認識で間違いありませんか。</p> <p>③公告1（5）「企画提案を求める具体的内容の項目」において、企画書の最後にアペンディクスとして企業紹介を掲載してもよいでしょうか。</p>	<p>①基本的に「電子契約サービス提供業務仕様書」の記載が前提条件となります。ただし、仕様書の主旨に合致していると県が判断した場合は、評価の対象となります。</p> <p>②サービスの信頼性の確認については、サービスが動作するクラウド環境に加え、そのサービス自体の評価となります。</p> <p>③アペンディクスとして企業紹介を掲載して頂いても構いません。</p>
3	令和4年6月8日	<p>①サービス利用及び初期導入サポート費用のお支払いに関しては、どのようなお支払い方法を想定されておりますでしょうか。</p> <p>②導入支援業務および導入後のサポート業務に関して、受託者から第三者へ再委託を行うことは可能でしょうか。</p> <p>③公告のP2に記載の「受託終了後の対応」の範囲について 「受託終了後の対応」とは本受託業務終了後のサービス上にある電子契約書などの取り扱いやその他データの取り扱いに関する事項などを指していますでしょうか。他に具体的に本項目で期待される内容があればご回答をお願いします。</p> <p>④同じく公告のP2に記載の「他団体への拡大」について 「他団体」というのは県内の他の自治体や公益法人、取引先となる民間企業なども含まれますでしょうか。他団体への拡大において拡大を期待されている団体や上記の内容の中で対象外となる団体がございましたらご回答をお願いします。</p>	<p>①本年度業務完了後、一括してお支払いする方法などを想定しておりますが、詳細については、受託者との協議によります。</p> <p>②県と受託者との協議により、必要と認められる場合は再委託を行うことが可能です。</p> <p>③基本的にはお見込みのとおりです。受託終了後、仮に他の事業者へ受託者が変更された場合の、閲覧の継続やデータ移行の方法等が整理されているかを評価します。</p> <p>④県内市町村への拡大を想定しています。拡大にあたり有効な取り組みが行えるか、共同調達する場合のディスカウント等を評価します。</p>